

四日市市告示 第510号

道路法施行令（昭和27年政令第479号）第19条の6の規定により放置自動車等の保管状況を次のように告示する。

平成30年10月16日

四日市市長 森 智 広

1. 保管した違法放置物件の車種車名、その他、台数

- ・車種 普通乗用自動車
- ・車名 ニッサンプリメーラ
- ・塗色 灰色
- ・形状 箱型
- ・初年度登録 不詳
- ・台数 1台

2. 保管した違法放置物件の放置されていた場所及び、その違法放置物件を除去した日時

- ・放 置 場 所 四日市市堀木二丁目 市道上
- ・除却した日時 平成30年10月12日午後3時00分ころ

3. 違法放置物件の保管を始めた日時及び保管場所

- ・保管を始めた日時 平成30年10月12日午後3時30分ころ
- 保管場所 四日市市中村町 市所有の自転車保管所

3. 前3号に掲げるもののほか、保管に係る車両の放置期間の把握及び確認期間等返還の参考事項

- ・放置把握期間 平成30年 9月26日から平成30年10月12日まで
- ・放置確認期間 平成30年 9月26日から平成30年10月12日まで  
起算して17日
- ・保管期間 保管開始日から10月15日現在保管中

5. 連絡先

四日市市諏訪町1番5号

四日市市役所 都市整備部道路管理課 管理係 TEL059-354-8209